

川西市民ファーマー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川西市の農業における「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」に掲げる農地中間管理事業を活用し、農業者以外の人で就農を目指している人や、貸農園より大きな農地でやってみたい人が円滑に農業へ参入できるよう、川西市民ファーマーとして育成し、耕作放棄地の増加防止と新たな担い手の育成をめざすことについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 川西市民ファーマーは、市街化調整区域内の農地の利用権設定を受け、就農や農産物の販売をめざす人をいう。

(川西市民ファーマーの要件)

第3条 川西市内の農地に継続して通い、耕作に従事できる個人又は法人で耕作意欲があり、下記の要件を満たす者とする。

- (1) 借受農地の確保のめどが立っている者
- (2) 地域での話し合い活動の参加や、農道・水路・ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、鳥獣害対策への協力等を行う者
- (3) 次のいずれかの要件を満たしている者
 - ア 市民貸農園で1年以上の栽培経験がある者
 - イ 新規就農者向けの研修等を受講した者
 - ウ 農地所有適格法人等において概ね6か月以上農作業に従事した者
 - エ その他、市長が特に認めた場合

(利用権設定)

第4条 川西市及び公益社団法人ひょうご農林機構（以下、「機構」という。）が、農用地利用集積等促進計画の内容を審議し、承認され、機構から認可申請があれば、その内容を市が公告することで、利用権の法律的效果が生じる。

(利用権設定の期間)

第5条 利用権設定の期間は10年以内とする。ただし、農用地利用集積等促進計画の内容が維持できていれば更新は可能とする。

(利用権取得者の責務)

第6条 利用権取得者（以下、「取得者」という。）は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

（その他）

第7条 農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、農地所有者、取得者、機構及び市が協議して定める。

附則

この要領は平成25年8月1日から実施する。

附則（令和4年2月10日改正）

この要領は令和4年2月10日から実施する。

附則（令和8年7月14日改正）

この要領は令和8年7月14日から実施する。